

環境アセスメントに係るお知らせ

令和3年12月20日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）条例第35条に基づき、小杉町3丁目東地区第一種市街地再開発事業に係る事後調査報告書（供用時その1）の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	コソギサードアヴェニュー全体管理組合 川崎市中原区小杉町三丁目600番 理事長 新小杉開発株式会社 代表取締役社長 原 正人
	指定開発行為の名称	小杉町3丁目東地区第一種市街地再開発事業
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 高層建築物の新設（第1種行為） 住宅団地の新設（第2種行為） 大規模建築物の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区小杉町三丁目600番
	指定開発行為の目的	住宅団地及び商業・業務等施設の新設
	指定開発行為の内容	・開発区域（計画地）面積：約10,610㎡ ・建物高さ：約136m（最高建物高さ：約146m） ・延べ面積：約68,800㎡ ・計画人口（住戸数）：約1,560人（約520戸）
	事後調査の項目等	風害
	環境影響評価の経緯	平成24年 8月17日 条例環境影響評価方法書公告 平成25年 3月13日 条例環境影響評価準備書公告 平成25年 7月12日 条例見解書公告 平成25年10月 7日 条例環境影響評価審査書公告 平成26年 1月15日 条例環境影響評価書公告 令和 2年 7月27日 事後調査報告書（工事中）
縦覧のお知らせ	縦覧期間	期 間：令和3年12月20日（月）から 令和4年1月18日（火）まで ただし、土曜日、日曜日、祝日及び 12月29日から1月3日までは除きます。 上記期間中、本市ホームページにて 当該事後調査報告書の内容を御覧いただけます。 https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所及び時間	中原区役所及び市役所第3庁舎15階（環境局環境対策部環境評価課） （午前8時30分から午後5時まで）
	意見書の提出	・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し、意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報を伏せて、その写しを事後調査実施者に送付する場合があります。 【意見書の提出】 提出期限：令和4年1月18日（火） （郵送の場合は、令和4年1月18日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境対策部環境評価課 提出方法：提出先まで郵送、持参もしくは本市HP専用フォーマット https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=6628 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044（200）2156



川崎市HP



川崎市HP